

徳島県農林漁業者等へのサポート活動業務委託仕様書

1 事業の目的

徳島県（以下、「県」という。）の農山漁村には農林水産物をはじめとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源を活用した6次産業化の取組は、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、農山漁村を活性化するものである。

このため、「徳島県地域資源活用価値創出・六次産業化サポートセンター」（以下、「サポートセンター」という。）が実施する業務の一部を経営支援等のノウハウを有する事業者へ委託することにより、6次産業化の取組を支援する。

2 委託業務の内容及び対象経費

(1) 委託業務の内容

ア 県が支援対象として決定した6次産業化に取り組む事業者（以下、「支援対象者」という。）の経営改善戦略の作成及び実行を支援する、県が選定した民間の専門家（以下、「地域プランナー」という。）の派遣

なお、支援対象者は5事業者程度を想定しているが、最終的には事業評価を行う地域支援検証委員会において決定する。

また、地域プランナーの派遣回数は、計18回以上とする。（オンラインによる派遣も回数に含む。）

イ 地域プランナーの日程調整及び進行管理

ウ 支援シートの作成及び提出

支援対象者についての支援シート（様式第1号）を作成し、県へ提出する。

エ 支援報告シートの作成及び提出

支援対象者への地域プランナー派遣後、すみやかに支援報告シート（様式第2号）を作成し、各月末毎に県へ提出する。

オ 過年度支援対象者への経営改善状況調査の実施及び報告

令和3年度及び4年度の支援対象者に対しては、各決算期の終了後3か月以内に付加価値額、経営改善戦略の実行状況を含む経営改善状況の調査（様式第3号）を行い、事業者毎の調査終了後、随時県に報告する。

令和5年度以降の支援対象者も同様に、各決算期の終了後、付加価値額、経営改善戦略の実行状況を含む経営改善状況の調査（様式第3号）を行うが、報告は別紙のとおり行う。

カ 支援後の地域プランナーの派遣実績の報告

支援対象者毎に派遣実績を記録し（様式第4号）、令和8年9月末日及び令和9年2月末に県へ提出する。

(2) 対象経費

サポート活動実施に係る地域プランナー謝金・旅費等

事業推進に係る企画推進員手当・旅費等

資料印刷費

通信機器類等リース料

通信運搬費

消耗品費等

インボイス経過措置に伴う消費税相当額

3 委託業務に関する留意点

(1) 県内における支援ニーズ等を適切に把握し、支援業務を機動的に展開するため、事業を実施する常設の拠点を県内に設置すること。

(2) 地域プランナーで対応が困難な取組については、地域資源活用価値創出中央サポートセンター（以下、「中央サポートセンター」という。）に中央プランナーの派遣を依頼し、連携して支援を行う。さらに重点的に支援する必要がある

ると地域支援検証委員会において決定した場合は、中央サポートセンターにエグゼクティブプランナーによる支援を要請する。

- (3) 中央サポートセンターと連携して支援を行う場合には、支援シートに記載された個人情報又は営業秘密の提供について、あらかじめ本人の同意を得た上で、中央サポートセンターと共有するものとする。
- (4) 受託事業者及び地域プランナー等は、支援業務の実施に当たり、支援を受けたものから費用を受領することはできない。
- (5) 本事業の実施に当たっては、事業全体の責任者、事業実施に係る企画立案を行う企画推進員等及び経理責任者を定め、事業執行体制を構築すること。
- (6) 受託事業者は、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず、決して第三者に漏らしてはならない。また、受託事業者は事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (7) 受託事業者は、業務の進行状況等を県に随時報告するほか、県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。
- (8) 事業の目的を達成するため、県担当者は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うものとし、受託事業者はこの指示に従うものとする。
- (9) 企画推進員にSNSの利活用やクラウドファンディング等の支援対象者のデジタル化に対する相談対応が可能な人員を確保するものとする。

4 対象とならない経費

次の経費は、業務の実施に必要なものであっても、所要額に含めることはできない。

- (1) 専ら、本業務を実施するために雇用した者以外の手当
- (2) 本業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (3) 都道府県及び市町村の職員の人件費
- (4) 支援の拠点となる事務所等の借上げ経費
- (5) 委託契約締結前に支出された経費
- (6) 委託対象経費に係る消費税仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計額）
- (7) WEB会議機器類（スピーカーやマイクセット等）の購入経費
- (8) その他本業務を実施する上で必要と認められない経費及び本業務の実施に要した経費であることを証明できない経費

5 その他

本仕様書に記載されている内容及び様式第1号～第4号については、国の事業実施要領等に基づき、変更を行う場合がある。

また、本仕様書に記載されていない事項について、又は本仕様書の変更を必要とする場合には県と協議の上、これに対応するものとする。